資料5

【国の概算要求:日本語学習・日本語教育関係】

外国人受入れ拡大に対応した日本語教育·外国人児童生徒等への教育の充実 (前年度予算額

1.341百万円)



- ■この10年で、小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数(2016年:4.4万人(1.8万人増))及びそれ以外の国内の日本語学習 者数(2017年:24万人(7,6万人増))は大幅に増加。
- ■こうした状況に加えて、深刻な人手不足を踏まえ、入管法等が改正され、新たな在留資格「特定技能」が創設(2019年4月施行)。
- ■外国人の受入れ拡大に向け、外国人が教育・就労・生活の場で円滑にコミュニケーションできる環境を整備するため、日本語教育・外国人児童生徒等 に向けた教育の充実を図る。

I.生活者としての外国人に対する日本語教育の充実

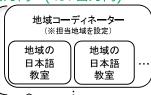
令和2年度要求・要望額 966百万円 (前年度予算額 804百万円)

(1) 外国人に対する日本語教育機会の提供

○地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進 498百万円 (497百万円)

・都道府県・政令指定都市が、 関係機関等と有機的に連携し つつ行う、日本語教育環境を 強化するための総合的な体制 づくりを推進する。





○日本語教室空白地域解消の推進等

関係機関 団体等

156百万円(140百万円)

・日本語教室の開設されていない市区町村に住む外国人のため、日本語教育の ノウハウを有していない自治体を対象としたアドバイザーの派遣、インター ネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)の開発等を実施。

○**日本語教育の先進的取組に対する支援等** 90百万円(90百万円)

・NPO法人や公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や広域的活動に伴 う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施。

(2)日本語教育人材の確保等

○日本語教育人材の質の向上 198百万円(63百万円)

・文化審議会国語分科会がとりまとめた「日本語教育人材の 養成・研修における教育内容 | 等の普及のため、大学や日 本語教育機関等の行う養成・研修カリキュラムの開発等を支援。



(文化庁委託事業による

○日本語教育のための基盤的取組の充実 24百万円(14百万円)

・①日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)の運用、②日本語教育関係者 が情報共有等を行う日本語教育大会等の開催、③調査研究の実施。

Ⅱ.外国人児童生徒等への教育の充実

令和2年度要求·要望額 958百万円 (前年度予算額 537百万円)

(1) 共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等の教育の充実

○日本語の指導を含むきめ細かな支援の充実 684百万円(410百万円)

・日本語指導補助者や母語支援員の活用による指導体制の構築、多言語翻訳シ ステム等のICTを活用した取組など、自治体が公立学校で行う外国人児童生 徒等への支援体制の整備に対する支援を行う。

○教員等の資質能力の向上 21百万円(0.7百万円)

・教員の資質向上を図るため、教育委員会が実施する研修での活用や個人でも 受講可能な研修用動画コンテンツ等を作成し、ポータルサイト「かすたねっ としで提供。

○多文化共生に向けた教育の推進 40百万円(新規)

・多文化共生に向け、集住地域、散在地域それぞれの課題を解決するための先 進的なプログラムを開発し、全国へ普及。

(2) 外国人に向けた漏れのない教育機会の提供

○定住外国人の子供の就学促進事業 80百万円 (80百万円)

・日本語の基礎的な学習機会等を提供し、公立学校等への就学に 必要な支援を学校外において実施する自治体を補助。

○夜間中学における就学機会の提供推進 132百万円(46百万円)

・夜間中学に通う生徒の約8割が外国籍の者であること等を踏まえ、夜間中学の設置 促進や、多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実を図るための支援 等を行う。

【関連施策】外国人留学生の国内就職支援

- 留学生就職促進プログラム 443百万円(370百万円)
- 専修学校グローバル化対応推進支援事業 196百万円(196百万円)
- ・日本留学海外拠点連携推進事業 525百万円(450百万円)

日本人と外国人が共に暮らし発展する共生社会の実現

幼児教育の振興

(前年度予算額

令和2年度要求・要望額 347億円【事項要求含む】

184億円) ※臨時・特別の措置除く



1. 幼児教育無償化の実施

【事項要求】(141億円)

全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」等を踏まえ、令 和元年10月から実施される無償化措置を着実に実施する。

2. 幼児教育実践の質向上総合プラン

4.8億円(3.1億円)

幼児教育の無償化とあわせて、**幼児教育の質の向上も極めて重要**。平成30年4月から実施された幼稚園教育要領等 を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。

幼児教育推進体制の充実・活用強化事業 226百万円(148百万円)

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部 局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対 象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業 53百万円(21百万円)

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を 拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

幼稚園の人材確保支援事業 86百万円(70百万円)

幼稚園教諭の新規採用促進、離職防止・定着促進など、各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組を支援し、有効な方 法を検証・普及する。

幼児教育の質向上のための評価支援事業 31百万円(28百万円)

幼稚園等が教育活動や園運営について評価し更なる質の改善を図るため、各園の評価の実施を支援するモデル的な取組を開発し普及 するとともに、各園の学校評価促進や幼児教育の質の向上に資する評価の在り方に関する調査研究を行う。

【新規】特別な配慮を必要とする幼児への教育充実支援事業 40百万円(新規)

障害のある幼児や外国人の幼児など特別な配慮を必要とする幼児の受入れを行う教諭等が、必要とされる知識を得ることができるよ う、必要となる研修プログラムの開発及び指導上の配慮に関する研究を行う。

3. 認定こども園施設整備交付金

175億円(23億円)

認定こども、限の設置促進のため、**認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策・バリアフリー化**に要する経費の一部を補 助し、子供を安心して育てることができる体制の整備を促進する。

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革の

令和2年度要求·要望額

1兆5,197億円

(前年度予算額 1兆5,200億円)



学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数を<u>+4,235人</u>を要求。 学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、新学習指導要領の円滑な実施を実現。

・加配教職員定数の改善 +85億円(+3,920人) ・基礎定数化に伴う定数増 + 7億円(+315人)

ための指導・運営体制の構築

▲49億円(▲2,249人) ·教職員配置の見直し

・教員給与の見直し

▲43億円(▲2,000人)

+ 1億円

計 対前年度▲3億円

教職員定数の改善(a)	3,920人
基礎定数化に伴う定数増(b)	315人
定数増計(c=a+b)	4,235人
教職員定数の自然減(d)	▲2,249人
教職員配置の見直し(e)	▲2,000人
定数減計(f=d+e)	▲4,249人
#†(g=c+f)	▲14人

学校における働き方改革

・教職員定数の自然減

計 +3,820人

複雑化・困難化する教育課題への対応

(再掲除く) 計 +415人

加配定数 +3.920人

教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上

・教職員の若返り等による給与減 ▲4億円

◆小学校専科指導の充実

+3,090人

・小学校英語専科指導のための加配定数

+1.000人

小学校英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導 教員を充実

(※1) 専科指導教員の英語力に関する要件(①中学校又は高等学校英語の免許状を有する者, ②2年以上の外国語指導助手(ALT)の経験者,③CEFR*B2相当以上の英語力を有する者, ④海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した 海外留学・勤務経験のある者

*外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠

(注):②~④は、小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの 免許状も有しない者にあっては特別免許状を授与することが必要。

(※2) より質の高い英語教育を推進するため、教員の新規採用にあたって一定以上の英語力 (CEFR B2相当以上等)を有する者を採用した割合を指標として、専科指導のための教員 加配の仕組みを構築。

・義務教育9年間を見通した指導体制への支援

+2.090人

専科指導に積極的に取り組む学校や、子供が切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、小学校 高学年における教科担任制に先行的に取り組む複数の学校(「学園」)を支援。

- (※) 指導方法工夫改善定数3.3万人について、小学校のティームティーチング6,800人のうち 算数での活用が見込まれる4割を除く残りの4,000人については、高学年の体育や理科といった 専科指導が行われる教科にも活用されている。この定数については、学校の働き方改革の 観点から、専科指導のための加配定数に発展的に見直す。(2年間で段階的に実施)
- ◆中学校における生徒指導や支援体制の強化

<u>+ 670人</u>

中学校における学びや生活に関する課題への対応を行うため、生徒指導や支援体制を強化

学校運営体制の強化

◆学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化(事務職員)

+ 30人

◆主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化

+ 30人

基礎定数 +315人

教育課題への対応のための基礎定数化関連

(H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)

+315人

◆発達障害などの障害を持つ児童生徒への通級指導の充実

+426人

◆外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実

+ 79人

◆初仟者研修体制の充実

+ 39人

※基礎定数化に伴う定数減等

▲229人

◆いじめ·不登校等の未然防止·早期対応等の強化

(再掲)<u>+670人</u>

◆貧困等に起因する学力課題の解消

+ 50人

◆「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備(養護教諭、栄養教諭等)

<u>+ 20人</u>

◆統合校・小規模校への支援

+ 30人

(参考)被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【711人】 <u>を別途要求(16億円)【復興特別会計</u>】

給与関係

管理職手当の改善(校長、副校長・教頭の支給率改善)

補習等のための指導員等派遣事業

令和2年度要求·要望額 74億円

(前年度予算額 55億円)



(+8億円)

多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援

公立学校の教育活動として実施する次のような取組を行うサポートスタッフ(非常勤)の配置に要する費用の1/3以内を補助

「チーム学校」の理念を踏まえ、教師と多様な人材の連携により、「学校教育活動の充実」と「働き方改革」を実現

止 学力向上を目的とした学校教育活動支援

要求額: 36億円 (+6億円) **人** 数: 9,100人(+1,400人)

●児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、 教師に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援

事業内容

(例) 児童生徒の学習サポート 学校生活適応への支援

- •補習や発展的な学習への対応 •不登校・中途退学への対応
- 外国人児童生徒等の学力向いじめへの対応 トへの取組
- ・地域の教育資源を活用した学 習活動の支援 (総合的な学習の時間の 学校外学習)



進路指導・キャリア教育

- キャリア教育支援
- •就職支援



教師の指導力向上等

- •校長経験者による若手教員へ の授業指導
- 子供の体験活動の実施への 支援

想定人材

当該分野に知見のある人材 (退職教職員や教師志望の大学生など)

実施主体

負担割合

都道府県·指定都市

国1/3、都道府県·指定都市2/3

☆ スクール・サポート・スタッフの配置

事業内容

●教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備する ため、教師の負担軽減を図れるよう、学習プリント等の印刷などを教師に代 わって行うサポートスタッフの配置を支援

想定人材

地域の人材 (卒業生の保護者など)

実施主体

都道府県·指定都市

負担割合

国1/3

要求額:22億円

都道府県・指定都市2/3

人 数:5,400人(+1,800人)

※各自治体において明確な成果目標を設定し、効果の検証を含めて実施するものに対し、補助を行う。 ※会計年度任用職員への移行に伴う「期末手当」を支援

中学校における部活動指導員の配置 🧘 🏂

事業内容

要求額:15億円 (+5億円) **人 数**:12,000人 (+3,000人)

●適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育 委員会への部活動指導員の配置を支援

新規 ●学校区域等の地域人材に加え、より広範囲で人材確保を進められるよう。 「交通費 |を支援

想定人材

実施主体

学校設置者(主に市町村)

指導する部活動に係る専門的 な知識・技能を有する人材

負担割合

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

※スポーツ庁の運動部活動に係るガイドライン及び文化庁の文化部活動に係るガイドラインを遵守するとともに、 教師の負担軽減の状況を適切に把握するなど一定の要件を満たす学校設置者に対して支援を行う。

※支援に際しては、上記ガイドラインを遵守した上で、ガイドラインを上回る休養日の設定を行うなど、学校の働 き方改革の取組を推進している学校設置者へ優先的に配分する。